

訪問看護・介護予防訪問看護 運営規程

訪問看護ステーションゆうこう

訪問看護・介護予防訪問看護運営規程

(事業目的)

第1条 この運営規程は、医療法人友康会が開設する訪問看護ステーションゆうこう（以下「事業所」と称する）の訪問看護師が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」と称する）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の事業者（以下「看護師等」と称する）が、要介護状態又は、要支援状態にあり、特定疾患患者、傷病により居宅において継続して療養を受ける状態にあるもの（以下「利用者」と称する）であって、かつ、かかりつけ医の医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とし、訪問看護の運営に関する規定を定めたものである。

(運営の方針)

第2条 高齢化社会に向けて要介護状態又は、要支援状態となった場合において、生活の質の向上・確保を図り、日常生活の中の動作能力の維持、回復を目指し、住み慣れた家庭や地域社会で可能な限り自立した療養生活が送れるように援助する。これからの重点課題である介護体制作りを行うと共に、実践に当たっては関係市町村・他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、住み慣れた地域で安心して家庭生活を送れるよう、総合的なサービスの提供に努める。

(事業の名称等)

第2条 指定訪問看護事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 訪問看護ステーションゆうこう
- (2) 住所地 : 千葉県市川市日之出17-9 アルテ101

(職員の配置・職務内容)

第3条 事業所に勤務する職員、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 : 看護師又は保健師1名（常勤）
 - ①管理者は、事業所の従事者の管理及び指導監督とし指定訪問看護の利用の申し込みに関わる調整、業務の実践状況の把握等、適切な事業の運営が行われるよう一元的に行う。
 - ②管理者は、事業所の全体の管理、地域医療、保健所等の連絡調整、地域の在宅状況、要介護の実態把握、各種公的福祉サービスの広報、啓発活動や運営規定条項の管理を行う。

- (2) 看護職員 : 看護師・准看護師を、常勤及び非常勤を2名以上配置し、その他必要により他の職員を配置する。看護師は、常勤換算法で常に2.5人以上を配置する。
- ① 看護師は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行う。
 - ② 看護師は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。
 - ③ 看護師は、自己啓発、管理者との情報交換を行いながら、利用者への在宅療養に関する適正な社会資源の紹介、生活の質の向上を図る。
 - ④ 看護師は、訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - ⑤ 看護師は、訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術を持ってそれを行う。
- (3) その他の職員 : 理学療法士、作業療法士、言語療法士
- ① ステーションの実情に応じ適当数配置する。常勤及び非常勤を配置。
 - ② 在宅におけるリハビリテーションを担当し、訪問看護師、かかりつけ医と連携をとり、日常生活の動作能力の維持、機能回復を目指し、安心して療養できるよう支援する。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 以下の日を除く月曜日から金曜日まで、週休2日制。
- ① 国民の祝日
 - ② 年末年始(12月30日から翌年の1月3日)
 - ③ 開設事業所の開院記念日(3月1日)
- (2) 営業時間 : 午前8時45分から午後5時。
- (3) 営業日、営業時間以外に関して、必要に応じ管理者の責任において営業する。
- (4) 携帯電話等により、看護師の輪番制により24時間常時連絡可能とし、契約利用者の緊急依頼に応じ、訪問可能な勤務体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第5条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者、利用者家族からの依頼、介護支援専門員、各医療関係者、主治医等からの依頼で、訪問看護の申し込みがあった場合、かかりつけ医からの訪問看護指示書に基づき、それぞれの承諾を得て、介護サービスの計画に沿い看護計画書を作成し訪問看護を実践する。(あらかじめ利用者や家族に対し重要事項を記した文書を交付し、十分な説明を行い、契約を交わす必要がある。)

- (2) 訪問頻度は、利用者の要望と看護の必要性によって、利用者の了解の基に、介護サービス計画に沿って実践する。
- (3) 訪問看護内容は、主治医の指示内容と利用者の状況により、看護計画を立案し、看護目標に沿って毎回の訪問看護を実践する。
- (4) 訪問看護師は、訪問毎に看護記録を作成。月に1回訪問看護報告書を作成し、主治医に報告。連携を密にし、問題解決にあたる。
- (5) 利用者の病状及び日常生活自立の目標に達した時点で、主治医と利用者の了解のもとに中止する。
- (6) 介護支援専門員、その他関係機関との連携に努める。

(訪問看護の内容)

第7条 事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 病状観察・障害の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症利用者の看護
- (8) 精神・神経疾患利用者の看護
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 介護者・家族への療養上の指導、サポート

(利用料及びその他費用)

第8条 利用料及び料金設定は次のとおりとする

- (1) 介護保険での訪問看護・介護予防訪問看護に関し、指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 交通費は、利用料の中に含まれる。但し訪問看護の実施地域以外からの依頼で訪問した場合は、交通費が発生する。
- (3) 看取りにより、在宅での死後処置などに関し、費用の説明を行い、同意の上で処置に当たる。(内容により 5000 円～15000 円)
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書（契約書・重要事項説明書等）で説明をした上で、支払いに同意する旨

の文書に署名・捺印を受ける事とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 緊急時などの対応方法は次のとおりとする。

- (1) 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状や急変その他緊急の事態が生じた時は、必要に応じて応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な処置を講じる。主治医に連絡が困難な場合には、救急搬送等必要な処置を講じるものとする。
また、家族、居宅介護支援事業者に連絡する。
- (2) 看護師等は、契約を交わした利用者に対し、交代で携帯電話を所持し24時間連絡対応可能とし、依頼にていつでも訪問可能な体制をとる。前項にしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- (3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、市川市南部地域（行徳地域）を限定とする。特例として、浦安市での訪問看護対応困難な事例に関し、緊急で訪問の必要性があれば、浦安市一部の地域で訪問看護を行うが、途中でも浦安市で対応ができるように支援し、状況にて引継ぎをおこなう。

(苦情処理)

第11条 利用者、利用者の家族は事業所が提供する訪問看護サービスに相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情問い合わせ窓口に苦情を申し立てることができる。その場合、事業者は、苦情対応マニュアルに基づき、速やかに事実関係を調査するなど、迅速かつ適切に対応し、サービスの改善及び向上に努める。

(個人情報保護)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の適切な取り扱いに努めるものとする。

- (1) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。
- (2) 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、

利用者又は家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、検討する委員会を設置する。
看護師等に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修や訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第15条 地震、台風、大雨等の天災やその他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負わない。しかし、事業所は、感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努める。

(その他運営についての留意点)

第16条 その他の運営についての留意点は次のとおりである。

- (1) 訪問看護サービスの提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
- (2) 事業所は、看護師等の質的向上を図る為の研修の機会を随時設けるものとする。
- (3) 事業所は、訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (4) 事業所は、適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止する措置を講じる。
- (5) この規定に定める場合のほか、訪問看護ステーションの運営に関して重要な事項は、医療法人友康会と事業所の管理者との協議に基づいて、定めるものとする。

とする。

不附則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する（介護予防訪問看護別紙）

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する（介護予防訪問看護を併用し修正）

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する（介護報酬割合負担変更により）

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する（介護報酬割合負担変更により）

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する

個人情報保護方針

私達 訪問看護ステーションゆうこう、ケアプランゆうこう（以下「当事業所」）は、

- 在宅で寝たきり、また寝たきりに準ずる方が住み慣れた家庭で安心して療養していただけるように
- キャッチフレーズの「最高の笑顔がみたいから」

を、達成できるようにより良い環境の実現と社会的貢献を目指しながら、社会的責務を果たすことを経営理念としております。

当事業所が取り扱っている個人情報には、当事業所の利用者様に係わる重要な情報が含まれます。このような個人情報を適切に取り扱い保護することは、当事業活動の基本であるとともに当事業所の社会的責務であると考えています。

これから社会責務を果たすために当事業所では、下記の通り個人情報保護方針を定め個人情報の適切な取り扱いと保護を徹底いたします。

（個人情報保護方針）

1：適切な個人情報の収集、利用及び提供

個人情報の収集に際しては、あらかじめ利用者様に利用目的を告知し同意を得た上で収集いたします。

また同意を得た目的に従って、個人情報を利用及び提供いたします。

2：個人情報の安全管理、措置

個人情報へのリスクを常に認識し、必要かつ適切なセキュリティ対策を行います。また個人情報保護に関連する社内規定を明確化し、管理者及び全従業員に周知徹底いたします。

3：個人情報保護に関するプログラムの継続的改善の実施

職員教育の強化 監査体制の整備充実を通じて、個人情報保護に関するプログラムの継続改善を行います。

以上

平成 30 年 4 月 1 日より

医療法人 友康会

訪問看護ステーションゆうこう

ケアプランゆうこう

理事長 三浦 宏康